

虐待防止委員会の役割と運営

東京都虐待防止・権利擁護研修

講義のねらい

- この時間は虐待防止委員会の設置、虐待防止等のための責任者の設置が義務化される中、虐待防止委員会の役割と機能、責任者の責務を理解し、事業所（法人）において虐待防止委員会を設置し、有効的に運営することを目指しています。

【ポイント】

虐待防止委員会の役割

虐待を防止するための体制作り

運営者の責務

虐待防止委員会の3つの役割

- 虐待防止のための計画づくり
- 虐待防止のチェックとモニタリング
- 虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と
再発防止策の検討

法人・事業所における虐待防止委員会の例

障害福祉サービス事業所における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

- ・研修計画の策定、
- ・職員のストレスマネジメント・苦情解決
- ・チェックリストの集計、分析と防止の取組検討
- ・事故対応の総括
- ・他の施設との連携
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

合同開催
も可

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

合同開催
も可

虐待防止委員会

委員長：管理者
委員：虐待防止マネジャー（サービス管理責任者等）
看護師・事務長 利用者や家族の代表者 苦情解決第三者委員など

事業所

虐待防止マネジャー

各部署の責任者
サービス管理責任者など

虐待防止マネジャーの役割

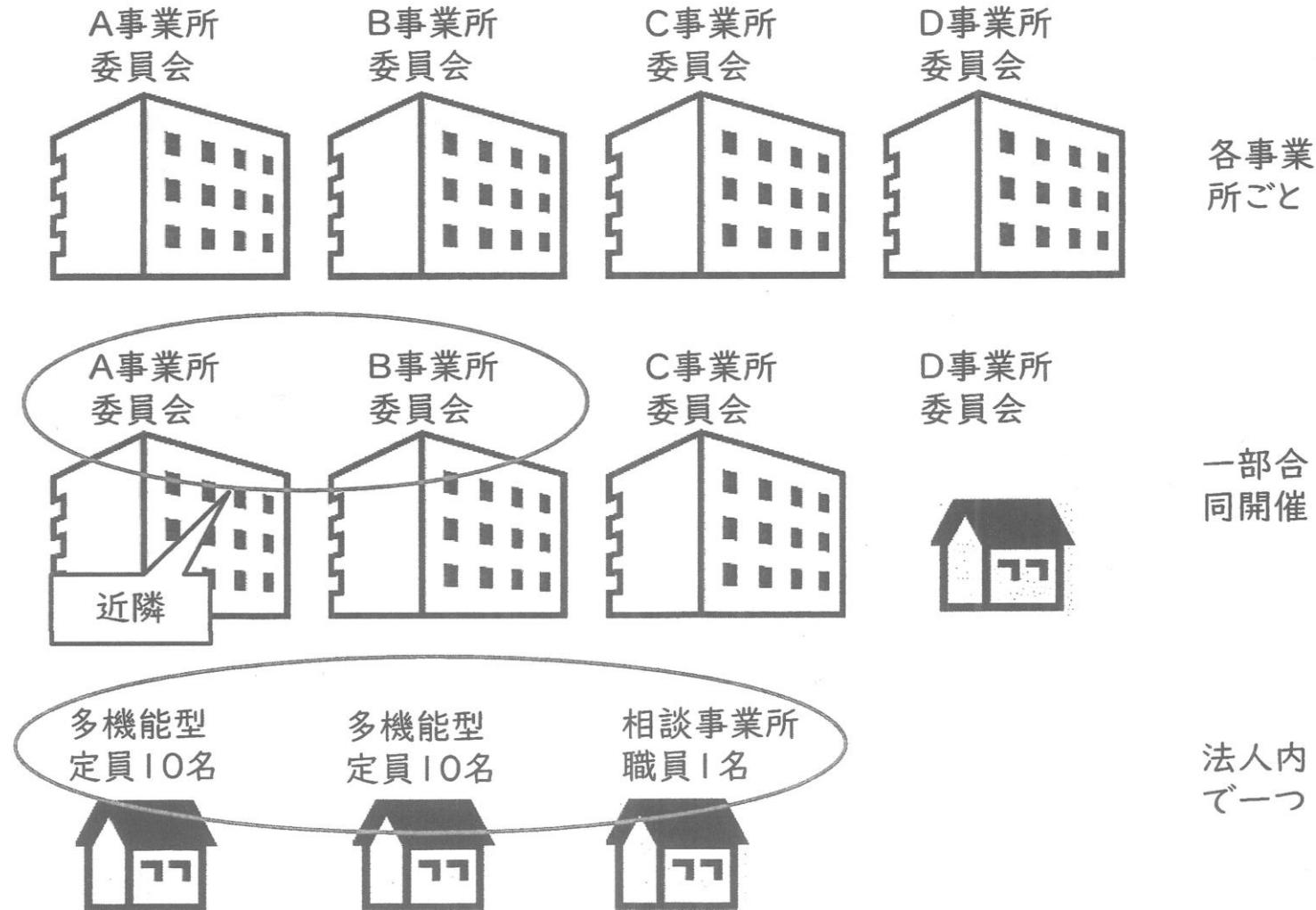
- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ひやり・ハット事例の報告、分析等
- ・身体拘束に関する適正化についての検討 等

職員

職員

職員

法人・事業所における虐待防止委員会の例



小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント

虐待防止員会の開催

- ①虐待防止委員会は、法人単位で委員会を設置し、法人（理事長等）が運営や取りまとめをサポートする。

※解釈通知の中では、「虐待防止委員会の開催に必要となる人数は、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。」

小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント

虐待防止員会の開催

② 虐待防止委員会は実地での開催に限定せず、オンライン会議等を使用し、第三者が参加しやすいように工夫する。

※第三者は、弁護士等の専門家のみならず等も当たる

小規模事業所の体制整備等における効果的な取組ポイント

虐待防止員会の開催

- ③既存の会議体や委員会（定期的な事業所での会議やケースカンファレンス等）の開催に併せて虐待防止委員会を実施する。

虐待防止委員会の役割

- ・「虐待防止のための計画づくり」
- ・「虐待防止のチェックとモニタリング」
- ・「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」

「虐待防止のための計画づくり」

- ①過去、通報すべき案件があったか振り返りと
その対応
- ②虐待防止マニュアルの作成、見直し
- ③虐待防止等についての研修の開催
- ④日常的な支援現場の把握と課題の報告
- ⑤第三者の評価

虐待防止のチェックとモニタリング

- ・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善
- ・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し
- ・現場で抱えている課題を委員会に伝達
- ・発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容等の報告

チェックリストの活用や運用ルールの設定

委員会へ情報が提供される仕組みを作る

虐待防止のチェックとモニタリング

- ① 現状整理：まずは、現状の整理を行います。事業所のチェックリストを活用し、現在行っている取組を整理しましょう。出来ていないものについては、検討を開始。
- ② 検討：現状整理をした上で、検討すべきものが明確になったら、それに対して、検討を始める。
- ③ 職員への周知：検討した内容を全職員へ周知・徹底し、実行する

「虐待（不適切な対応事例）発生後の検証と再発防止策の検討」

虐待やその疑いが生じた場合、行政の事実確認を踏まえて事業所としても事案を検証、再発防止策の検討、実行を行う。

虐待防止委員会等が、虐待として通報するかしないかの判断を行うのではなく、まず通報を行う。

研修を実施する上での留意点

- ・研修対象者
支援員、調理員、運転手、事務職員等全従業者が対象
- ・対象者による内容
経験年数、スキル等に応じた内容設定
役職や階層に応じた内容設定
職種に応じた内容設定 等

研修を実施する上での留意点

- ① 虐待防止等に関する研修情報を行政機関や基幹相談支援センター等から収集し、それらの機関が実施する研修機会を積極的に活用する。

※解釈通知では、「研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。」とされている。

研修を実施する上での留意点

- ② 域内で積極的に虐待防止等に関する研修を行っている大規模な事業所や法人等 があれば、当該事業所が開催する合同研修に参加する。

研修を実施する上での留意点

- ③ 研修に参加できなかつた職員に対しては、研修を録画し、その視聴を促したり、研修の参加者が所内で研修に参加できなかつた職員への伝達研修を実施したりする。あるいは外部研修をもとに事業所内で研修を実施する。

多岐にわたる虐待防止委員会の役割

- ・事業所・法人の規模による活用の仕方は様々
- ・虐待防止委員会だけで行うのではなく、他の委員会等（リスクマネジメント、権利擁護、研修等）と連携し機能させる。
- ・まずやれるところから

虐待防止委員会を機能させるためには

自事業所（法人）の現状を見直し、課題を抽出し
計画を作成することが必要

研修は効果的に行われているか
チェックリストは効果的に活用されているか
マニュアルは活用されているか等